高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部改正について(意見公募期間 平成27年4月28日から5月25日まで 提出意見の数0件)公開日2015年05月29日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の申請及び届出関係 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 13 条第 1 項、第 14 条の 2

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る特例措置関係

道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条第6号、第77条第1項第4号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習関係

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 2 第 1 項第 14 号、第 108 条の 3 の 4

3 公募する規則等の概要

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の申請及び届出関係

申請者等の負担を軽減するため、申請又は届出をする場合に提出が必要となる書面の通数に係る規定を改正するものです。

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る特例措置関係

構造改革特別区域計画の認定を受け、搭乗型移動支援ロボットの公道実証を行う場合の 特例措置として、原動機付自転車に分類される搭乗型移動支援ロボットの標識の後面表 示義務を免除すること及び道路使用許可の対象とすることを定めるものです。

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習関係

公安委員会から、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けるべき命令を受けた者が、当該講習を受講するための手続を定めるものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)に基づく意見公募

- 5 規則等の制定日 平成27年5月29日
- 6 結果公示の日 平成27年5月29日
- 7 意見公募の期間 平成 27 年 4 月 28 日 (火) から平成 27 年 5 月 25 日 (月) まで ※意見公募期間が 30 日未満の理由

この高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則については、道路交通法の一部を改正する法律の一部が施行される平成 27 年 6 月 1 日までに施行する必要があること及び提出意見に対する考慮期間が必要であることから、意見公募期間を短縮したものです。

- 8 提出された意見の数 0件
- 9 結果の概要 提出された意見は、ありませんでした。
- 10 結果資料等の閲覧場所
- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部交通部交通企画課での閲覧
- 高知県庁県民室(本庁舎1階)での閲覧
- 各福祉保健所(須崎を除く。)及び須崎農業振興センターでの閲覧
- 11 担当課·連絡先 担当者:高知県警察本部交通部交通企画課

電話:088 - 826 - 0110 (内線 5012・5016)